

平成23年第1回臨時会

東吾妻町議会会議録

平成23年2月1日 開会

平成23年2月4日 閉会

東吾妻町議会

平成23年東吾妻町議会第1回臨時会会議録目次

第1号 (2月1日)

○議事日程	1
○本日の会議に付した事件	1
○出席議員	1
○欠席議員	1
○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	1
○職務のため出席した者	2
○議長あいさつ	3
○町長あいさつ	3
○開会及び開議の宣告	4
○議事日程の報告	4
○会議録署名議員の指名	4
○会期の決定	4
○議案第1号、議案第2号の一括上程、説明、議案調査	5
○散会の宣告	8

第2号 (2月4日)

○議事日程	1
○本日の会議に付した事件	1
○出席議員	1
○欠席議員	1
○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	2
○職務のため出席した者	2
○開議の宣告	3
○議事日程の報告	3
○議案第1号、議案第2号の質疑、自由討議、討論、採決	3
○議会運営委員会の協議内容報告	26
○発委第1号の上程、説明、質疑、自由討議、討論、採決	27

○閉会の宣告.....	3 1
○署名議員.....	3 2

平成23年東吾妻町議会第1回臨時会

議事日程(第1号)

平成23年2月1日(火)午後1時30分開会

- 第1 会議録署名議員の指名
- 第2 会期の決定
- 第3 議案第1号 東吾妻町あづま温泉桔梗館の指定管理者の指定について
- 第4 議案第2号 平成22年度東吾妻町一般会計補正予算(第5号)案

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員(17名)

1番	一場明夫君	2番	竹渕博行君
3番	金澤敏君	4番	青柳はるみ君
5番	須崎幸一君	6番	浦野政衛君
7番	角田美好君	8番	日野近吉君
9番	大岡広海君	10番	中井一寿君
11番	上田智君	12番	橋爪英夫君
14番	佐藤利一君	15番	加部浩君
16番	菅谷光重君	17番	原田睦男君
18番	高橋基雄君		

欠席議員(なし)

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町長 中澤恒喜君 教育長 高橋啓一君

総務課長	高橋春彦君	企画課長	武藤賢一君
保健福祉課長	先場宏君	町民課長	本多利信君
税務会計課長 兼会計管理者	加辺光一君	産業課長	轟馨君
建設課長	渡辺三司君	上下水道課長	佐藤喜知雄君
事業課長	蜂須賀正君	教育課長	角田輝明君

職務のため出席した者

議会事務局長	田中康夫	議会事務局長 議係	水出悟
議会事務局 主任	角田光代		

◎議長あいさつ

○議長（一場明夫君） 皆さんこんにちは。本日は大変ご苦勞さまです。

1月17日より21日までの5日間にわたり開催された議会報告会に際しましては、議員各位よりご協力をいただき、まことにありがとうございました。いろいろ反省点もありますが、おかげさまで有意義な報告会となったものと思います。

さて、大寒を過ぎ、間もなく立春を迎えますが、特にことしは厳しい寒さが続いており、いろいろご苦勞が多いものと拝察いたします。

ここに、平成23年第1回臨時会が招集されましたところ、公私ともにご多忙の折、ご参集を賜り、開会できますことに対し、厚く御礼を申し上げます。

本日の平成23年第1回臨時会には、付議事件として、東吾妻町あづま温泉桔梗館の指定管理者の指定について外1件が付されております。十分な審議をお願いしたいと思います。

簡単ではありますが、開会に当たってのあいさつといたします。

◎町長あいさつ

○議長（一場明夫君） 開会に当たり、町長のあいさつをお願いいたします。

町長。

（町長 中澤恒喜君 登壇）

○町長（中澤恒喜君） 平成23年第1回臨時会の開会に当たりまして、一言ごあいさつを申し上げます。

暦では立春も間近となりましたが、春の便りはいまだ遠く、厳冬の日々が続いております。議員各位には何かとご多忙のところご出席を賜り、ここに開催できますことに対し、厚く御礼を申し上げます。

さて、本臨時会では、東吾妻町あづま温泉桔梗館の指定管理者の指定について及び平成22年度東吾妻町一般会計補正予算（第5号）についての議決をお願いするものであります。

提案につきましては、別に説明させていただきますが、慎重審議の上、ご議決くださいますようお願いをいたしまして、開会のあいさつとさせていただきます。どうぞよろしくお願

いをいたします。

◎開会及び開議の宣告

○議長（一場明夫君） ただいまより平成23年第1回臨時会を開会し、直ちに本日の会議を開きます。

（午後 1時30分）

◎議事日程の報告

○議長（一場明夫君） 本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。
議事日程に従い会議を進めてまいります。

◎会議録署名議員の指名

○議長（一場明夫君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員の指名は会議規則第118条の規定により、3番、金澤敏議員、4番、青柳はるみ議員、5番、須崎幸一議員を指名いたします。

◎会期の決定

○議長（一場明夫君） 日程第2、会期の決定を議題といたします。

今臨時会の会期は、本日から2月4日までの4日間とし、その日程はお手元に配付の日程表のとおりとしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（一場明夫君） 異議なしと認め、会期は4日間とし、その日程は日程表のとおりとす

ることに決定いたしました。

◎議案第1号、議案第2号の上程、説明、議案調査

○議長（一場明夫君） 日程第3、議案第1号 東吾妻町あづま温泉桔梗館の指定管理者の指定について及び日程第4、議案第2号 平成22年度東吾妻町一般会計補正予算（第5号）案を一括議題といたします。

提案理由の説明を願います。

町長。

（町長 中澤恒喜君 登壇）

○町長（中澤恒喜君） 議案第1号 東吾妻町あづま温泉桔梗館の指定管理者の指定について、提案理由の説明を申し上げます。

あづま温泉桔梗館の指定管理者の選定に当たりましては、指定管理者選定委員会に選定を諮問し、1月14日に答申をいただきました。この答申に基づき、候補者である優秀提案者と協議を進めた結果、昨日1月31日に仮協定書の締結となりましたので、ここに議会の承認を求めるものでございます。

指定管理者となる者の名称は、群馬県前橋市敷島町252番地の2、ライジングプロモーション株式会社、代表取締役、須田公次でございます。

指定の期間は、平成23年4月1日から平成28年3月31日までの5カ年間でございます。

詳細につきましては、担当課長より説明させますので、ご審議をいただき、ご議決くださいますようお願いを申し上げます。

続きまして、議案第2号 平成22年度東吾妻町一般会計補正予算（第5号）について、提案理由の説明を申し上げます。

今回お願いする補正予算につきましては、平成23年度から指定管理者に移行いたします東吾妻町あづま温泉桔梗館の5カ年間の債務負担行為の補正でございます。

債務負担行為の額は、5年間で3,700万円でございます。

詳細につきましては、担当課長より説明させますので、ご審議をいただき、ご議決くださいますようお願いを申し上げます。

○議長（一場明夫君） 続いて、担当課長の説明を願います。

事業課長。

○事業課長（蜂須賀 正君） お世話になります。

それでは、議案第1号 東吾妻町あづま温泉桔梗館の指定管理者の指定につきまして説明させていただきます。

まず、説明の前に、皆様のところにお配りしております資料の確認をお願い申し上げます。まず、議案書のほかに、候補者の選定について、それと団体概要書、それと選定基準書とそれの選定基準書の集計表でございます。それともう1点が収支計算書となっておりますので、よろしくお願い申し上げます。

まず、候補者の選定についてでございますが、東吾妻町指定管理者選定委員会より、答申に基づきまして候補者を選定いたしました概要でございます。

業者からの提案書締切日の12月22日時点でございますが、資料記載のとおりでございます。ライジングプロモーション（株）ほか4団体、会社の計5団体からの提案がございました。これを受けまして、1月13日に選定委員会を開会いただき、翌14日に町に対し、優先交渉権者及び第2交渉権者の答申をいただきましたので、優先交渉権者と協議の結果、1月31日、きのうでございますが、仮協定書を締結してございます。

資料の団体概要につきましては、ライジングプロモーション（株）の概要、それと収支計算書につきましては、これは想定予算をつくったときの参考資料でございます。後ほどごらんいただきたいと思っております。

仮協定書の内容につきまして申し上げます。

まず、指定管理者の指定期間でございます。先ほど町長が提案理由のところでも申しましたように、平成23年4月1日から平成28年3月31日までの5カ年間でございます。

協定の相手方でございますが、群馬県前橋市敷島町252番地の2、ライジングプロモーション株式会社、代表取締役、須田公次でございます。

指定管理料につきましては、本日第2号議案でお願いいたします補正予算の債務負担行為の金額の範囲以内でございます。

協定の保証につきましては、履行保証保険証券が提出されてございます。

経費の過不足につきましては、業務に基づく経費の不足分につきましては、指定管理者の責任において補てんするものとし、各年度終了後、指定管理料を含む収支において剰余金が発生した場合につきましては、施設使用納付金といたしまして、町に支払うものとしてございます。

以上が協定書の主なものでございます。

4日の本会議でご議決いただければ、仮協定書で合意した事項に基づきまして、基本協定締結に移行するものでございます。

なお、このお配りしました資料の選定基準書及び集計表につきましては、企画課長の方からご説明申し上げますので、よろしくお願い申し上げます。

○議長（一場明夫君） 企画課長。

○企画課長（武藤賢一君） お世話になります。

それでは、選定基準並びに選定基準で集計いたしました集計表についてご説明をいたします。

6名の選定委員さんをお願いしまして、提案をいただきました。この5社から、5団体から提案をいただきまして、その点数、6人の集計が、ちょっと小さい字で申しわけないんですけども、数字の入っているこの表になります。それを選定するための基準というのが、こちらにあります選定基準です。こういった内容で選定をいたしましたということです。よろしくお願ひします。

それで、この点数を見ていただければと思うんですけども、1項目から4項目まであります。この項目につきましては、いわゆる選定基準の中で、こういったコンセプトと申しますか、こういった運営をしていくというような細かいところの部分です。それで、6人の方の集計が一番右になります。それで、この表でいくと、点数的にはオーエンスさんが391点ということで一番高くて、次にライジングの376点になっています。ただ、この選定委員会の中で選定していく協議の中で、この点数だけではちょっと見づらいただろうというような選定委員さんのお話の中で、いわゆる点数なので、2点と考える人と5点と考える人ではかなり点数的に違うという部分もありまして、集計だけではなくて、1位指名を受けたもの、どの委員さんはどこの会社、団体を1位指名したかというようなところまで見ていくと、ライジングプロモーションは4人の方が1位として見ていると。それで、オーエンスについては3人の方ですと。大新東ヒューマンについては2人の方が1位として見えていますよと。そういったようなことを総合的に考えまして、この選定基準の中で評定をする前に、いわゆる今回の指定管理については指定管理料を支払うということが一つにあります。そういう中で、こういった指定管理料ということで、指定管理料のウエートもかなり大きいのではないかとというような指定管理、要するに選定委員さんからの意見の中で、この下の左側にある表なんですけれども、これが実際に幾らで5年間できますよという金額、それで、うちのほうの、

先ほど事業課長が説明しました収支計算書の参考資料ということで、年間1,000万円という
というようなものはじかれております。ですから、5,000万円を基準として、それよりも
安かったところ、高かったところで点数配分を決めさせていただいて、それを集計した結果、
ここにありますように優先交渉権者がライジングプロモーション、第2交渉権者がオーエン
スということになりました。ということで、この表は見ていただければというふうに思いま
す。これが選定委員会での選定結果ということになります。

それで、先ほど申しましたこの指定、ご議決いただければ、当然そのまま仮協定が協定書
になります。ということは、債務負担が発生しますので、第2号でお世話になります補正予
算、債務負担の3,700万円ということで、よろしくお願ひしたいというふうに思います。

以上、雑駁ですけれども説明にかえたいと思います。よろしくお願ひします。

○議長（一場明夫君） 説明が終わりました。

議案第1号及び議案第2号を議案調査いたします。

2月3日までに調査が終了いたしますようお願いいたします。

◎散会の宣告

○議長（一場明夫君） 以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

なお、次の本会議は2月4日午前10時から会議を開きますから、ご出席をお願いいたしま
す。

本日はこれをもって散会いたします。

大変ご苦労さまでした。

（午後 1時45分）

平成23年東吾妻町議会第1回臨時会

議事日程(第2号)

平成23年2月4日(金)午前10時開議

第1議案第1号 東吾妻町あづま温泉桔梗館の指定管理者の指定について

第2議案第2号 平成22年度東吾妻町一般会計補正予算(第5号)案

追加日程第1 発委第1号 吾妻広域町村圏振興整備組合中之条病院を算定基礎とする地方交付税を同組合で活用できるための措置を直ちに講じることを求める決議について

本日の会議に付した事件

日程第1

日程第2

追加日程第1

出席議員(17名)

1番	一場明夫君	2番	竹渕博行君
3番	金澤敏君	4番	青柳はるみ君
5番	須崎幸一君	6番	浦野政衛君
7番	角田美好君	8番	日野近吉君
9番	大冢広海君	10番	中井一寿君
11番	上田智君	12番	橋爪英夫君
14番	佐藤利一君	15番	加部浩君
16番	菅谷光重君	17番	原田睦男君
18番	高橋基雄君		

欠席議員(なし)

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町長	中澤恒喜君	教育長	高橋啓一君
総務課長	高橋春彦君	企画課長	武藤賢一君
保健福祉課長	先場宏君	町民課長	本多利信君
税務会計課長 兼会計管理者	加辺光一君	産業課長	轟馨君
建設課長	渡辺三司君	上下水道課長	佐藤喜知雄君
事業課長	蜂須賀正君	教育課長	角田輝明君

職務のため出席した者

議会事務局長	田中康夫	議会事務局長 議係	水出悟
議会事務局 主任	角田光代		

◎開議の宣告

○議長（一場明夫君） おはようございます。大変ご苦労さまです。

ただいまより本日の会議を開きます。

（午前10時00分）

◎議事日程の報告

○議長（一場明夫君） 本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

議事日程に従い会議を進めてまいります。

また、本日は傍聴の申し出があり、これを許可いたしました。

傍聴される方に申し上げますが、傍聴人の心得をお守りの上、静粛に傍聴されるようお願いいたします。

また、傍聴席にございます議案等の傍聴用資料は、お帰りの際には必ずお返しくくださいますようお願い申し上げます。

◎議案第1号、議案第2号の質疑、自由討議、討論、採決

○議長（一場明夫君） 日程第1、議案第1号 東吾妻町あづま温泉桔梗館の指定管理者の指定について及び日程第2、議案第2号 平成22年度東吾妻町一般会計補正予算（第5号）案を一括議題といたします。

議案第1号及び議案第2号については、去る2月1日、議案調査としてありますので、続いて質疑を行います。

12番、橋爪議員。

○12番（橋爪英夫君） 指定管理者制度導入に当たって、法的にはいわゆる指定の期間というものはないんだと思うんですが、公の施設を適正かつ安全な運営をするわけでありまして、その辺のところのいわゆる指定管理者と町との状況というのはいかがなものか。

私は、施設そのものは温泉施設であって、規模も小さいということからして、5年の期間はちょっと長いんじゃないかなという感じがしないわけでもありません。例えば、吾妻荘みたいな旅館、保養所ということになりますれば、お客さんの確保やいろいろな問題で一応のやっぱり期間は必要かなと思うんですが、小さい温泉施設でありますので、3年くらいでもいいんじゃないかなという気がするわけでありまして。そして、指定管理を受けた会社も、ある程度はその辺のところ、危機感を持って一生懸命やってもらわないと困るんじゃないかなという感じがしますが、その辺の5年の根拠をひとつお聞かせいただきたい。

○議長（一場明夫君） 事業課長。

○事業課長（蜂須賀 正君） お世話になります。

5年の根拠につきましては、特にこれというはっきりしたものはございませんが、ただ隣町村と吾妻荘等を考えるときに、5年というのが最近多いといえますか、ありますので、その辺を加味して5年ということにいたしました。

それで、3年ですと、おっしゃるように、危機感というかあるかもしれませんが、一応経営をゆだねた中で、指定管理をお願いする中で、ある程度、5年程度くらい様子を見るというか、経営状況を見るという中で、5年という形にさせていただきました。

○議長（一場明夫君） 12番、橋爪議員。

○12番（橋爪英夫君） 温泉施設というのは特殊なお客さんのものがありまして、やはり来るお客さんが、なかなか何ていうんでしょうか、言葉を悪く言うとなあなあまではいかないのですが、なかなか近親感を持っていろいろするような状況は全くないと私は思われるので、その辺を含めて、会社とのものは3年くらいが一番理想な、規模からいって理想じゃないかなということを感じるわけでありまして。だから、5年という根拠はないということでありまして。けれども、これでトラブルがあった場合、条例の中にもいろいろうたってはありますけれども、その辺の考え方はどうなのか。

○議長（一場明夫君） 事業課長。

○事業課長（蜂須賀 正君） さきの本会議の中で申し上げましたけれども、協定書の中で、その辺の履行保証につきましては、保証証券が提出されているということで申し上げました。その中で、相手を信頼してといいますか、その中でやっていくと。それで、今現在お願いしております第1優先交渉権者の、お願いしているライジングにつきましては、県内でも幾つかの指定管理を請け負っております。近くでは渋川市のユートピア赤城ですか、それと、合併になってからだと思うんですが、渋川市になりました赤城の温泉施設は自分のとこ

るで買い受けて実際に営業しているという状況。それと、たまたま県のゴルフ場があるわけですが、前橋の県営ゴルフ場、あれがたまたまことしといいますか、新年度につきましては指定管理を一時中断するということですが、それまではその指定管理も実施してということであります。その中で、信頼をしてお願いするということでございます。また、提案書の説明があったわけで、その中でもそれらの施設をぐるっと回るような形でお客さんを誘致していきたいというような提案もございました。

○議長（一場明夫君） 12番、橋爪議員。

○12番（橋爪英夫君） はい、わかりました。

利用者の安全確保のために、ぜひご努力をいただきたいと思うのですが、そういう中で、やっぱり苦情問題いろいろ発生すると思うんですが、その辺のところは、何か箱を設けてやるか何か、そういう考えは特にはあるかどうか。

○議長（一場明夫君） 事業課長。

○事業課長（蜂須賀 正君） 苦情の関係なんですけれども、一応基本的には苦情の処理につきましては指定管理者の方でやるということで、基本協定の中でもうたってございます。ただ、今、議員からご指摘いただいたようなそういった目安箱といいますか、そういったものを設けるのもいいアイデアかなと思いますので、本日ご議決いただければ、今後業者ともその辺のことを詰めていきたいと思っております。

○議長（一場明夫君） 12番、橋爪議員。

○12番（橋爪英夫君） 町民に無料券のサービスをやっておりましたけれども、指定管理になればそれは廃止になるんでしょうか。

○議長（一場明夫君） 事業課長。

○事業課長（蜂須賀 正君） それにつきましても、今後協議していきたいと。ただ、同じ町の施設ですので、どのくらいできるかわかりませんが、それもできたらやっていきたいと。話は違うんですけれども、吾妻荘の方からもそういった無料券をやりたいということで、今、町の広報にその無料券といいますか、招待券みたいなものを刷り込んで年に何回かやっておりますけれども、吾妻荘の方からもそういった申し出がございまして、やりたいということでございますので、それにつきましても、決まればそれも業者とも詰めていきたいというふうに考えております。

○議長（一場明夫君） 12番、橋爪議員。

○12番（橋爪英夫君） いずれにせよ、指定管理になるということで、町民が一番不安とい

うか心配している面が大きいわけでありますけれども、特に町民にとって利用する内容は変わらないんですよということは話をしておりますけれども、ぜひ安全で町民が安心して利用できるような方策をとっていただきたいと要望して、質問を終わります。

○議長（一場明夫君） 14番、佐藤議員。

○14番（佐藤利一君） ちょっと声が悪くて申しわけございません。

22年10月21日の6回の臨時会で条例案を決めたわけですが、管理料については22年12月14日に、全員協議会の際にただ説明があっただけだと私は解釈しているんですけども、その中の管理料につきまして、よく進めばいいんですけども、悪用されることはないかということが一つと、もう一つは直売所の関係、地産地消ですか、そういうことも考えて直売所の形式をどうやっていくか。町は関係しないのか、これは先方に任せるのか。

それから、あと駐車場ですけれども、駐車場の場合は、本当の温泉の敷地内の駐車場はいかかもしれないですけれども、運動場に、それから福寿草に隣接するところの駐車場については、そこまで管理させるというのはちょっとまずいなという問題が出ると思うんですよ。親水公園に来たお客、福寿草に来た人、運動場に来た人、その他によって違うので、駐車場のこれからの扱いを町はどうしていくか。

それと、もう一つは、これは教育委員会の方にちょっとお聞きしたいのですけれども、照明のかぎを桔梗館で一応管理しているんじゃないかと思うんです。その辺のところ、今まで町で、町の職員がやっていたのだからいいと思いますけれども、今後それをどうやっていくのかと。

この3点ばかり聞いて、あと残りはまた3点ばかり、後でお聞きいたしますけれども、この4点について。

○議長（一場明夫君） 事業課長。

○事業課長（蜂須賀 正君） 佐藤議員のご質問にお答えいたします。

まず、管理料につきましては、過日のところでおっしゃるように数字的なものは出てございませんでした。その後、提案がございまして、それぞれその中には、この前にお配りいたしました想定予算を参考にさせていただいて、それぞれの業者から管理料が明確に入ったものが渡されておまして、それらを含めた中で、選定委員会の皆様をお願いをして選定いただいたということでございまして、今回出ております年額740万ということになってございます。ただ、これが悪用されるかされないかということでございますけれども、それにつきましてはそういうことのないように十分注意し、また吾妻荘もやっておりますけれども、毎月

の月報報告等、協議でチェックしていききたいというふうに考えております。

それと、吾妻荘は約1年たつわけですけれども、これは企画と協議しているんですけれども、評価委員会というものを設けていただきまして、そちらの方で1年たった吾妻荘、それとまた今後やっていく桔梗館につきましても、そういう形で評価委員会の方で評価をしてもらうというようなことも考えております。

それと、2点目の直売所関係なんですけれども、直売所につきましては、当然今現在入っているものが地産地消ということで、地元のもの、特に東吾妻町のものをやるということでございます。それは、引き続きライジングのほうもやっていききたいというような返事はいただいております。

それと、駐車場の関係なんですけれども、駐車場につきましては、決まればまた今までどおりの形でやっていききたいということで、またごあいさつに伺いたいというふうに考えております。

それと、教育委員会のほうと言われたんですけれども、グラウンドのかぎですか、照明のかぎとかそういうものにつきましては、業者が提案の中で自主事業をやっていききたいと。自主事業の中にはグラウンドを利用したもの等もやっていききたいという提案がございましたので、それらにつきましても現行どおり桔梗館のほうでかぎを預かって管理していききたいというふうに考えております。

○議長（一場明夫君） 14番、佐藤議員。

○14番（佐藤利一君） 駐車場ですか、今までどおりと言ったように聞こえたんですけれども、非常に問題が起きるところだと思うんです、駐車場に対しては。従来どおりのときでも、あそこで運動会をやったときだったかの場合は、桔梗館に来るお客に妨げをかけると、そのような例もありましたものですから、できればあの外の駐車場は町で管理するというふうなことは、教育委員会で管理しているんだと思うんですけれども、そういうふうな形でできないものでしょうか。というのは、いろいろ問題が起きるのは、駐車場で問題が起きると思いますよね。福寿草に来るお客だって使いますし、運動場に来る人も使うし、親水公園に来て散歩する方も使っているわけです。それは、温泉に来た人を追い出すわけじゃないけれども、その辺のトラブルがあっては困るんでちょっとお聞きしたいんですけれども。

あとのかぎの問題だとかというのは結構です。そういうふうなことで、これからの問題がスムーズにいけばよろしいんですから。

それとですね、最初の管理料について、最初聞こえなかったものですから。というのは、

常時監査委員だとか何とかそういうふうな形でそれは見ていてくれればいいんですけども、この資料にあるような形でいった場合に、ちょっと微妙なところが生じるんで、その辺のところは町の方でよく指導していってもらえば結構なんですけれども。もう一度、その管理料について、それから、駐車場の再度質問したことについてお願いいたします。

○議長（一場明夫君） 事業課長。

○事業課長（蜂須賀 正君） 管理料の関係でございます。聞こえなくて申しわけございませんでした。管理料につきましては、適正にチェックをしていくというふうに考えております。

今現在、吾妻荘の部分につきましても、毎月月報という形で収支決算といいますか、それを報告いただきまして、また私どももそちらへ行きまして中を見ると。それが信用できるかできないかという話になってしまいますとなかなか難しいことがございますが、出てきたものを信用し、また信頼してやっていきたいというふうに考えてございますので、よろしくお願いたします。

○議長（一場明夫君） 町長。

○町長（中澤恒喜君） 駐車場の件につきましてでございますけれども、現在の温泉の駐車場につきましては、かなり台数が制限されているような状況でございますね。それで福寿草前の駐車場、かなり余裕があるというようなことでございます。催し物があつた場合、かなり混乱するというふうなことでございますので、この点につきましては、また指定管理者等ともよく相談いたしまして、そのところはうまく整理できますように、区画できますように努力してまいりたいと思っておりますのでよろしくお願いたします。

○議長（一場明夫君） 14番、佐藤議員。

○14番（佐藤利一君） 町長のその回答では、もう貸すということが前提なんですか。というのは、今まで温泉まつりだとかのときは、その駐車場を使ってやったわけなんですよ。そうすると、貸してしまえば、そういうことは先方に相談しなければできなくなるわけでしょう。そういうふうなことで、温泉の範囲内の中の駐車場はいいですけども、道下の広い駐車場、それまでいっちゃうのか。そういうことなんです。

それと、次に移りますけれども、2点ばかり。利用者が、今の橋爪議員が質問されたと同じようなことなんですけれども、非常に困っているところがありまして、橋爪さんの言われたこと以外に、今の500円じゃちょっと高いんじゃないかと。そういうふうなことも言われておるものですから、その料金体制についてはよく再検討してもらって、地域住民の人によくわかるようにしてもらいたいということと、もう一つは、行政区の場合はどういうふうに、

今までは町がやっているから、いろいろ配り物だとか、共同作業だとかというふうなことは出ませんでしたけれども、新巻地区になりますと、あそこは多分1区に入るんじゃないかと思うんですけれども、その辺のところをお聞かせ願いたい。それで、その2点で終わりだと思えますけれども、よろしく願いいたします。

○議長（一場明夫君） 町長。

○町長（中澤恒喜君） 駐車場につきましては、イベント、催し物等につきましては、当然開催するに当たり、そういう施設とは協議するということは第一に配慮される事項だと思います。その協議の中でよい方向を見つけるというのがひとつにあると思います。ですから、すべて最初から分けるといふようなことも考えられると思いますし、そういうふうな決め方もあると思いますので、それにつきましては今後管理者と詰めていきたいというふうに思っています。

○議長（一場明夫君） 事業課長。

○事業課長（蜂須賀 正君） 料金の関係でございますが、料金の関係につきましては、今後いろいろ出てくると思いますが、現状では今の料金体系でいきたいというふうに考えております。また、この料金改定等をやる場合には、町が他の日帰り温泉施設もございますので、それらとも体制を合わせた中で、必要があれば協議していかなくてはならないかなとは思っておりますけれども、現状では今の料金体系でやっていくというふうに考えております。

行政区の関係につきましては、今現在、多分行政区には入っていないと思うんですけれども、多分それと同じ状況でやっていきたいと思っております。

○議長（一場明夫君） 14番、佐藤議員。

○14番（佐藤利一君） 行政区には今入っていないから……

（マイクの入れ忘れにより、聞き取り不能）

○議長（一場明夫君） マイクを入れてお願いします、発言を。

○14番（佐藤利一君） ないわけですね。それと、町長もう一回、駐車場のことについてくどいようなんですけれども、現在のままで通すということは、お客に来た人のトラブルが起きないようにやってもらうというような責任は指定管理者の方にやってもらうというふうな形で、今の広いほうの駐車場は区画だとか線引きだとか、そういうものはしないということでございますね。

○議長（一場明夫君） 町長。

○町長（中澤恒喜君） やはり、催し物等が開催された場合の話は考えられると思いますが、そういうときには、よくイベントを開催する地元の団体ですとか、そういう方と管理者がよく協議をして、トラブルのないように運営してもらおうということをまず最初に言い渡したいと思います。

○議長（一場明夫君） 2番、竹渕議員。

○14番（佐藤利一君） ちょっと。

○議長（一場明夫君） 発言があったら手を挙げてください。

○14番（佐藤利一君） 回答がなかったんですけれども。

○議長（一場明夫君） 行政区ですか。

○14番（佐藤利一君） ええ。

○議長（一場明夫君） 先ほどの回答ではだめですか。

○14番（佐藤利一君） 今引き続き町長に質問したときとあわせて、今したわけなんですけれども。

○議長（一場明夫君） もう一度じゃ発言をしてください。行政区の部分について。

○14番（佐藤利一君） 今までは町で経営していたものですから、いろいろのトラブルは起きなかったと思うんですけれども、この指定管理者になったときも大体同じだと思いますけれども、あの地区においては共同作業だとかいろいろありまして、それから配布物だとかそういうふうなものは、今度町の人が行っていないわけですからどういう形になるか、その辺のところをお聞かせください。

○議長（一場明夫君） 事業課長。

○事業課長（蜂須賀 正君） 行政区の関係につきましては、今現状でやっているような形でやっていきたいというふうに考えております。

○議長（一場明夫君） よろしいですか。

○14番（佐藤利一君） はい。

○議長（一場明夫君） 続いて、2番、竹渕議員。

○2番（竹渕博行君） まず、指定管理者制度について反対するものではございません。まず、この指定管理につきましては、公共サービスの質の向上、そして行政コストの削減、これが主な目標ではないかなというふうに思われます。

先ほど橋爪議員さんもちょっと質問した、直接は関係ないんですが、関係が出てくるのかなというふうには思いますけれども、この管理者を選定するに当たり、選定基準というもの

が私も手元に持っております。こういった中では、桔梗館の適正な管理運営のための基本的な考え方だとか、組織の安定性だとか、幾つかの項目があり、そしてこの選定委員会において評価されたということは聞いております。

さて、ここまでは特に妥当性があるのかなというふうに思われますけれども、今後この指定管理者が決まり、実際に運営するに当たったときに、今後、その公共サービスの質の評価を担保する質の評価基準の具体化・明確化、そして評価手法、これを事業課とすればどういうふうに管理していくのか。これをお聞かせいただきたいと思います。

○議長（一場明夫君） 事業課長。

○事業課長（蜂須賀 正君） 竹淵議員のご質問でございます。

まだ、今現在評価基準等はできておりません。ただ、今企画課とも協議をしているところでございますが、外部の評価委員会をお願いして、その委員会で評価をお願いしたいというふうに考えてございます。

○議長（一場明夫君） 2番、竹淵議員。

○2番（竹淵博行君） できていない。正直言って、これ日本で指定管理者制度というのはほとんどふえているという現状でありますけれども、非常に難しい問題があるんですね。要するに、任せたけれども、どういうふうに管理していくのか。どういうふうに評価していくのか。先ほどのまた橋爪議員さんの質問に戻りますけれども、5年契約であると。長いか短いかというのは、それは結果論であるというふうに判断しますけれども、要は、任せたら任せっ放しと。何かトラブルがあったら、その会社と協議する。要はそんなような程度の進み方になるのかなというふうに思われますけれども、そうでなくて、本来管理する者が管理できない。要するに、どういうふうに管理していいかわからないのに、指定管理者を発注する。これが非常に問題なのかなというふうに私は思います。そして、任せたのであれば、やはり公平なモニタリングをどういうふうにしていくのか。要するに、先ほど課長の方の答弁によりますと、評価委員会をお願いすると。評価委員会が抜き打ち調査して、それなりの評価委員会をかけるまでに資料を用意できるのかと。そうじゃないんだと思うんですね。やはり、事業課がきちんと評価委員会にけるための資料をどういうふうにそろえるのかということは、どういうふうにされるのですか。

○議長（一場明夫君） 事業課長。

○事業課長（蜂須賀 正君） どのような資料が必要なのか、ちょっと今後協議しなくちゃならないと思うんですけれども、今現在、吾妻荘を例にしますと、毎月事業報告をいただいて

おります。それらを参考にしながら評価をしていきたいというふうに考えております。それらを参考に、資料をつくっていききたいと考えております。それと、私どもの町はまだ始まったばかりでございます。議員からご指摘いただいたことを参考にしながら、また近隣のそういった指定管理を出しているところもございますので、そちらからもいろいろな情報を得ながらやっていきたいというふうに考えてございます。

○議長（一場明夫君） 2番、竹淵議員。

○2番（竹淵博行君） はい、ありがとうございます。

そうですね、非常に難しいんです。ですから、先に進めるということはやはりいいことかなというふうに思いますけれども、評価委員会にかけるまでの資料、どのようなものをチェックしていくのかというものを具現化していくと、数字であらわしていくといくというものを、ぜひ今後、いろんなやられている場所を参考にさせていただいて、つくり上げていくということが必要なのかなというふうに思います。何にせよ、今までよりもよくなければいけないということが前提でございますので、ぜひご努力いただいて、私もたまには温泉に行っていますので、ぜひ頑張ってくださいなというふうに思います。

心配することはあるわけですが、5年の契約はあるけれども、評価するに当たって何かトラブルがあった場合には、5年というものが解消できるようなものもあるんだと思うんですが、それはないほうがいいんですけれども、これからの事業として、吾妻荘、そして今度の2件目でございますので、これからもまた指定管理というものはなっていくはずでございますので、ぜひ我が町としての指定管理業務としての手法というか、そういったものをぜひ具体化、そして明確化に向けてご努力されるようお願い申し上げまして終わりにします。

○議長（一場明夫君） 答弁はよろしいですか。

町長、答弁願います。

○町長（中澤恒喜君） 竹淵議員ご質問の件でございますが、評価委員制度につきまして、私も群馬県企業局の指定管理者の評価委員をやっていたことがございます。やはり、評価委員会というものは必要でございますので、これを大いに利用して、そして民間の力をかりて、こういう施設をよりよいものにしていきたいというふうに思っておりますので、よろしくお願いをいたします。

○議長（一場明夫君） ほかにございますか。

4番、青柳議員。

○4番（青柳はるみ君） この数字だけでわからないことがありますのでお尋ねします。

ライジングプロモーションとオーエンスの差は何だったのでしょうか。数字だけでわかりませんが、印象だとは思いますが、お願いします。

○議長（一場明夫君） 事業課長。

○事業課長（蜂須賀 正君） 青柳議員のご質問でございます。

この選定委員会のほうで選定いただきましたので、私たちの意見は一切入ってございませんので、なぜこのようになったかという点、点で見ていくしかないのかなと。選定はそれぞれの持ち点でございますけれども、持ち点で選定委員さんがそれぞれ点をつけていただいたと。それを見て、このような状況になったということでございますのでよろしく願いいたします。

○議長（一場明夫君） 発言する議員に申し上げますが、議案調査をしていただいた結果の質問ということでお願いしたいと思いますが。次に、青柳議員、続いてありますか。

4番、青柳議員。

○4番（青柳はるみ君） ここでは地元雇用は守られるのかとか、送迎サービスはどうなるのかとか、この数字だけでは見えないのでそこら辺お願いしたいんですけども。

○議長（一場明夫君） 事業課長。

○事業課長（蜂須賀 正君） まず1点目、送迎サービスということでございますが、今現在町のほうでは送迎はやってございません。ただ、提案書の方では、説明の中ではそのようなこと、すぐじゃないんですけども、将来的にはやっていきたいというような提案もございました。

地元雇用ということでございます。それにつきましても、優先権者を選定いただきましたので、その協議の中では、極力地元の方を採用してくれということは申し入れてございます。

○議長（一場明夫君） 4番、青柳議員。

○4番（青柳はるみ君） お願いいたします。

債務負担行為の管理料についてですが、今説明されたんですがまだわかりませんので、もう一度指定管理料、経営して経営の中でやるのがいいと思いますが、この指定管理料を年間750万ということで出した理由をもう一度お聞かせ願います。

○議長（一場明夫君） 事業課長。

○事業課長（蜂須賀 正君） この指定管理料でございます。

最初これ申し上げましたが、公募の段階で指定管理料を払いますよと、ただ漠然とうたっ

たわけでございます。ただ、それですと、相手もどのくらいの規模でどのくらいの年間者数がとかわからない部分がございます。そんなこともございまして、想定予算、この間お配りした資料の中で、想定予算書をつくりまして、その中で年間1,000万円ぐらいの赤字が出てくるという想定がございました。それを踏まえた中で、それぞれの提案者、団体がどこまでそれを出してくるかということでしたわけでございます。それらを踏まえた中で、選定委員会の中で第1優先交渉権者を選定いただきましたので、その中で、協議の中でこの辺が実際の辺くらいまで圧縮できるかということをお願いしたところ、出てきたのが年額740万円、5年間で3,700万円ですか、そういう形で出てきたものでございます。

○議長（一場明夫君） よろしいですか。

11番、上田議員。

○11番（上田 智君） 指定管理に当たってちょっとお尋ねしますが、これは町長で結構ですが、この施設の位置づけというのは、今までどおり変わらないのでしょうか、どうでしょうか。その辺の位置づけをお知らせください。

○議長（一場明夫君） 町長。

○町長（中澤恒喜君） この桔梗館につきましては、町民の福利厚生のための憩いの場としての施設であります。そしてまた、この東地域を活性化するための施設でもあります。そういうものは、指定管理にあっても変わらぬものでございますので、今後は指定管理者とよく協議、そしてまた指導しながら、この施設の持つ機能というものをさらに発揮させていきたいというふうに思っております。

○議長（一場明夫君） 11番、上田議員。

○11番（上田 智君） はい、わかりました。

この施設は福祉施設としての位置づけ、これが当初の目的だと思います。町民の憩う場所ということですね。それに関して、この指定管理を行うに当たって、年の金額740万円が逆に出るというような形になりますと、非常に福祉施設的な要素から、どうも営利利用的な施設に変わっていくのではないかというような懸念があるんですね。なぜかというと、契約する者は、あの施設そのものは駐車場も狭かったりいろいろしているんだけど、そこだけしか契約はしないわけですよ。ほかの先ほど同僚議員も言いましたが、駐車場等は契約の対象外というふうに私は思っているんですが、なおさらまたグラウンドも利用したいんだというような拡大解釈しているような契約内容的な話が出てきたんですが、その辺をもう一度詳しく伺いたいと思います。

○議長（一場明夫君） 事業課長。

○事業課長（蜂須賀 正君） はい、ただいまのご質問でございます。

自主事業をやるということは、当然これは受けた業者の努力でございますので、その分については、特に何もこちらから規制するものではございません。またその自主事業の中で、グラウンドを利用するとか、駐車場を利用するということはあるかと思えます。ただ、そのときに勝手に指定管理者がそれを使うというわけではございません。当然これは、それぞれ管理している所管の課にも協議した中でお借りして使用するということでございますので、それを勝手に指定管理者が利用するというようなことはございません。

○議長（一場明夫君） 町長。

○町長（中澤恒喜君） 指定管理者が今後は運営するというところでございますけれども、これにつきましては町の施設でございます。公の施設でございますので、今後とも町はその気持ちを持って十分に指導してまいりたいというふうに思っております。

また、民間企業ですと営利に走るんじゃないかというようなお話でございますけれども、やはり民間はさまざま同業種がある中で、さまざまな手法、考え方を持って、より同業者を超えるようなよい施設にしていくという気持ちがあるわけでございます。そういうものを利用しながら、しかし公の施設としての性格、そういうものは常に町から管理者に指導していきたいというふうに思っておりますので、よろしく願いたします。

○議長（一場明夫君） 11番、上田議員。

○11番（上田 智君） 確かに公の施設、これは当たり前のことですね。そこで、従来から話をしております料金体系の問題、天狗の湯だとかふれあいの郷、また桔梗館、こういったものを統一していこうというような話も多々行われてきているのが現実だと思います。そこで、先ほど事業課長のほうから、またそういったものも加味しながらやっていくんだというお話のようですが、現行の料金体系でやった場合、出費、これが多くなるのは当然のことだと私は思っております。なぜかといいますと、機械損料だとか、そういったものの施設のものについては全部町で持つわけですね。故障した、何をしたという。そういうものことも考えた末のことだけなのか。ただ単に管理委託をするための金額なのか。その辺も加味してやったのかどうか。その辺もちょっと伺ってみたいなというふうに思います。

○議長（一場明夫君） 事業課長。

○事業課長（蜂須賀 正君） まず、修繕料につきましては、それぞれ提案者の中でも、一応全体の740万ということじゃなくて、1年間でこれだけかかるという積み上げの中でそれぞ

れの提案者の中では、それぞれ修繕料を見てございます。吾妻荘もそうなんですけれども、一応備品ですとか修繕につきましては、100万円以内のものにつきましては、当然これは指定管理者が実施するというので今現在やっております。それと全く同じ状況でやっていくということで考えます。100万円を超えるものにつきましては、当然これはまるまる町が出すとか、指定管理者が出すとかいうものではなくて、それはそういった必要に応じて、協議をして負担割合を決定していくというふうにとらえております。また、指定管理は今ある施設、器具等、今現状のもので管理をしてもらいたいということでございますので、当然そこで、例えば温泉ですから、揚湯ポンプが壊れたというような場合は、そういった部分については当然町で、施設の一番重要なところですから、その辺については町で負担していくのかなというふうに考えておりますけれども、基本的には小さなものについては指定管理者が負担をしていくということで考えております。

○議長（一場明夫君） 11番、上田議員。

○11番（上田 智君） いずれにせよ、今後仮契約なり本契約に入るというふうに思っておりますが、細部にわたった契約を必ずするようにつけ加えて、私の質問は終わりたいと思います。

○議長（一場明夫君） 町長。

○町長（中澤恒喜君） ただいま上田議員のご質問のとおり、今後細部にわたって配慮された契約等を今後は行っていきたいというふうに思いますので、よろしく願いいたします。

○議長（一場明夫君） ほかにございますか。

9番、大図議員。

○9番（大図広海君） 何点かお伺いします。

まず、債務負担行為ということで3,700万円ほど上がってきていますが、これが指定管理料という形で解釈されているようです。この範疇でよろしいんですか。

○議長（一場明夫君） 企画課長。

○企画課長（武藤賢一君） 協定書を交わす中、要するに協議をしていく中で、年間740万円というのがテンという数字です。それで5年間という契約の中の3,700万円が債務負担行為の限度額ということになります。

○議長（一場明夫君） 9番、大図議員。

○9番（大図広海君） それでこの施設が運営できるんでしょうか。

○議長（一場明夫君） 事業課長。

○事業課長（蜂須賀 正君） 今、大図議員のお話でございますと、740万円でこの施設が運営できるかというご質問でございますけれども、この740万円でやるかやらないかは、町は指定管理者として出すものが740万円ですので、その範囲内じゃなくて、それを含めた中で経営していく、管理していくというふうに考えております。

○議長（一場明夫君） 9番、大図議員。

○9番（大図広海君） 自治法第244条の2、第8項及び9項、どういうふうにとらえておりますか。

○議長（一場明夫君） 企画課長。

○企画課長（武藤賢一君） ちょっと今手元に自治法を持っておりませんので、ご回答できません。よろしくお願いいたします。

○議長（一場明夫君） 質疑の途中ですが、ここで休憩をとりますので、その間に内容の確認をして答弁を願いたいと思います。再開を午前11時とします。

（午前10時48分）

○議長（一場明夫君） 再開いたします。

（午前11時00分）

○議長（一場明夫君） 先ほどに引き続いて質疑を行います。

執行部より、大図議員の質疑に対する答弁を願います。

企画課長。

○企画課長（武藤賢一君） 自治法の関係であります。

いわゆる指定管理に関して、利用料をどうするかという問題だと思います。利用料につきましては、さきの臨時会、昨年10月に行われました臨時会におきまして条例改正をいただきまして、桔梗館のいわゆる使用料については、指定管理者の収入として収受をさせることができるというような項目を追加させていただきました。そういうことで、4月からの運営に関しましては、この利用料の収入については指定管理者ということで、それ以外の部分で、いわゆる管理料という部分、740万円掛ける5年間ということで3,700万円の債務負担とい

うことになると思います。

○議長（一場明夫君） 9番、大図議員。

○9番（大図広海君） おかしいと言いますね。

いいですか。同9項においては、条例の定めるところにより指定管理者が定める。だから、利用料金は指定管理者が定めると、指定管理者が収入として得る場合には。でも、これは利用料金体系は、まだ条例事項になっている。そうすると、8項でも9項でもない。何か宙ぶらりん。あやふやだというか。いいですか。皆さんがこういうものをよく認知しないで、自分に都合のいいように解釈している。それが甘くできているから、後に紛争のもとになってくる。今言ったように、極言すれば、5年間で3,700万円の指定管理料で指定管理者がそれを受け取る。じゃなくて、管理をする、というような意味合いにもとれなくもない。なぜかという、ここに、契約の承認なのにその契約書が提示されていないから。おまえらは黙って言うことを聞けというような態度なんですよ。再度伺います。これでよろしいんですか。

○議長（一場明夫君） 企画課長。

○企画課長（武藤賢一君） はい、これでいけるというふうに解釈しております。それで、公の施設の指定管理という趣旨の中で、やはり料金につきましては、この公の施設としての住民サービスというものを念頭に置いて、町でずっと運営してきましたその料金というものがベースになるんだというふうに考えております。そういう意味からしても、そういったところをしっかりと指定管理者との協議の上で、利用料についてはこういう価格帯でということで、協議の上の、合意の上の料金体系というふうに理解しております。

○議長（一場明夫君） 9番、大図議員。

○9番（大図広海君） そうしますと、この8項、9項が意図したものはどこにあると自分たちは解釈しておりますか。伺っておきます。

○議長（一場明夫君） 企画課長。

○企画課長（武藤賢一君） これは私の見解的なものになってしまうかもしれませんが、やはり指定管理という中で、非常にまだできて間もない制度であります。そういう中で、総務常任委員会の中ではちょっとご説明したんですけれども、例えばこの債務負担行為についても、直近で必ず債務負担行為をとるべきであるというような総務省の見解も出ております。それまでについては、年度年度の契約の中で、指定管理料を行う場合については、債務負担行為をとらなくてもよろしいんだというような解釈もずっと出ておりました。そういう中で、自治法もその流れの中で、紆余曲折しているのかというふうに思います。この条項について

は、だんだんシフトが、指定管理者がそれなりに管理する中で、企業としても成り立っているような、民間企業としてある程度のもうけという言い方はないとは思いますが、利潤は当然追求するのが企業ですので、そういったものをある程度この中の趣旨として盛り込んできているのかなということは考えられます。

以上です。

○議長（一場明夫君） 9番、大図議員。

○9番（大図広海君） いいです。期待したほうが無理でした。

いいですか。この文面からすると、あるいは他の解説書などを見ても、この指定管理者に運用収入を与えて、その収入の範囲内できちんと回しなさいよ、それで料金なんかもそのぐあいを加味しながら自分たちで決めていいんですよと。要するに、自治体からの持ち出しはないという前提でこの8項、9項はできている。それで、この桔梗館の運営に関して、もし収入が足りなかったら、それで料金値上げをして、その料金値上げをやることによって、収益が改善して自分たちが何とかなるならば、それはそれで結構でしょうという発想なんですよ。値上げをして、果たして収入がふえるかはまゆつばですけども、そういう前提で書かれているんだと思います。まあいいです。期待したほうが無理でした。

同じく4項を聞きますけれども、4項の後段に、その他必要な事項と書いてあります。これは何を指しますでしょうか。

○議長（一場明夫君） 大図議員に確認しますが、事前に議案調査に行っていたら、その確認はしてありますか。

○9番（大図広海君） そうじゃないよ。会議録に残したいから……

○議長（一場明夫君） でしたら、もうちょっと具体的に内容を聞いていただけますか。

○9番（大図広海君） はい。いいですか。4項は物すごく重要です。

指定管理者の指定の手続、ここまではいいです。指定管理者が行う業務の基準及び業務の範囲、その他必要な事項、これは条例に定めなくちゃいけないということです。今までそういった条例はないんです。少なくとも私の知る限りにおいて。特に問題なのは、その他の事項とアバウトに書いたところに何が入るか。業者と、いいですか、指定管理者より契約行為に及ばなくちゃいけない。ことお金が絡む話なんです。その他の行為の中にきちんとそれが明記されるということは、当然の帰結になるのかと思います。それで伺います。その他必要な事項というのはどういうふうにとらえていますか。

○議長（一場明夫君） 企画課長。

○企画課長（武藤賢一君） 指定管理の指定の手續等に関する条例ということで、協定の締結の事項が次のように定められております。6項、6号あるんですけども、一つが当該施設の管理に関する事項、もう一つが当該施設の利用に係る料金に関する事項、一つが町が支払うべき当該施設の管理に要する費用に関する事項、一つが管理業務を行うに当たって、保有する個人情報の保護に関する事項、一つが第10条の規定による指定の取り消し及び管理の業務の停止に関する事項、あとは最後に町長が必要と認める事項ということで、これがいわゆる協定、契約を結ぶ上での基本的な事項というふうに解釈しております。ですから、こういうものをさっき言いました2つのもの、指定の手續、指定管理者の行う管理の基準及び業務の範囲等については、募集要項等にそういった詳細を盛り込み、それで協定を締結する場合についてはこの手續に関する条例に沿って行うということだと思います。

○議長（一場明夫君） 9番、大図議員。

○9番（大図広海君） 現実の話をするとな、こういった業務については文書でどこまでが範囲というのはなかなか対人的なものですから、いろんな事態が発生することでしょう。それはそれでいいんですよ。ただ問題なのはね、条例の定めるところにより、その他の事項の中に、いいですか、今回の事例でいくと、料金のほかにまだ管理料を払うという状況なんです。それが、このその他必要な事項、この中に当然に入ってくる。これは条例事項なんだ。指定管理料として幾ら幾らか払う、これが条例の中に明記されないといけない。あなた方は自分の裁量でこれを行おうとしている。今現在に及んでも、まだ幾らになるか確定ができない。いろいろと相談して決めますみたいな形だと。そういった部分について、議会の承認が得られると思わない。その行為自体が、この法律違反になる。なぜかという、その他の契約の中で一番重要なのがお金の問題です。役場から幾らの指定管理料が得られるか。いいですか、事業者にしても、幾らの管理料が得られるということは、役人との間の合意事項じゃないんです。条例事項で明記してある、これが重要なんだと思います。また役人の裁量で、うんうん、あのちょっと災害があったから、石油が高くなったから、いやいやちょっとふぐあいが出たから、物価が高くなったから、だから上げてやったんだよみたいな、その裁量までも防止するためにやっぱり条例事項、その他の事項の中にやっぱりこの指定管理料を払う場合には、条例で幾らの管理料、これが明記される必要があるのかと思います。これは法定主義といいます。理解できましたか。

○議長（一場明夫君） 理解できたんですか。

企画課長。

○企画課長（武藤賢一君） すべての部分で、なかなかここで理解しろというのは難しいことがあります。ぜひ、今後ともご指導いただければというふうに思います。

（「指導する立場じゃないんだ」と呼ぶ者あり）

○企画課長（武藤賢一君） じゃ、勉強していきたいと思いますのでよろしくお願いします。

○議長（一場明夫君） 9番、大図議員。

○9番（大図広海君） 話はがらりと変わりますが、赤字だったから、あるいは財政負担が大変なんだから指定管理という、まあまあ動機はそこなんだと思います。

町長に伺います。就任間もないというよりは半年以上はたつので、この指定管理においていろいろとこう勉強なされたと思います。この要するに経営困難な最大要因はどこだったんでしょうか。

○議長（一場明夫君） 町長。

○町長（中澤恒喜君） 私も桔梗館はたまに利用させていただいておりますけれども、温泉は大変いい温泉だというふうに思っております。しかし、対岸に小野上温泉という大きな施設がありまして、それがかなり人気のある施設だというふうにとらえております。そのようなことから、いろんなそういう状況から、施設としても小さい施設でございますし、収容人員もそれほどではないということからも、非常に厳しい状況にあったというふうに考えております。

○議長（一場明夫君） 9番、大図議員。

○9番（大図広海君） 敗北の原因を他に転嫁するというやつですね。

いいですか。そうすると、温泉街では温泉旅館は1軒しか成立しないことになりますね。同業他社があるから。大きいのがいたからね。そうじゃなくて、その特質性を出して、他にないものが提供できるということが、それでまたその地域に集合することが知名度のアップにもつながるということが、こういう形では商売だということになる。それで、単純に計算して、この職員2人の人件費が1,877万円なんです。まずここに原因がある。恐ろしい数字ですね。それで、そんなには数字はぶれていないんですが、優先交渉権者ということでライジングプロモーションの事業支出明細に目を通しますと、この人件費が1,200万円まで抑えられています。これで、もう既に600万円その中である。当然にだけども、その事業計画書の中で、すみません、ガイドラインかな、参考資料といわれたものに3,000万円からの人件費がありますから、その中で、これは21年度の決算ベースでということになったんで、その中から1,800万円ほどもう既に人件費を差し引いて考える。それで、新たに投入された

人件費1,200万円ぐらい、その差額が600万円出ると。そのほかにもざっと見ると、ガス、重油等々、私たちがふだんから消費しているものから見ると随分高いものが買ってある数字がこの決算書、予算書の中に網羅されています。それを圧縮努力をすると、何とか今の状態でとんとんでいけるんじゃないかなというような感覚を私は持っています。費用明細がもらえていないので、一つ一つはチェックはできないんですけれども。いいですか。それで、先ほど申しましたように、法の趣旨からいくと、その料金収入をもってそれで賄え、これを尊重すべきじゃないかと思いますが、町長、そんな感覚はありませんか。

○議長（一場明夫君） 町長。

○町長（中澤恒喜君） 今回の試算等によりまして結論が出ておりますので、よろしく願いをいたします。

○議長（一場明夫君） 9番、大図議員。

○9番（大図広海君） そうしますと、考え直すことはない、まあまあそういうことなんでしょう。じゃ、さらにお伺いします。この指定管理者制度、どこに落としたいと思っておりますか。指定管理者制度というのは、この東吾妻町に対して、どういう落としどころがあると考えておりますか。

○議長（一場明夫君） 町長。

○町長（中澤恒喜君） やはり、こういう施設を民間の発想、手法によって運営することで、より活気ある施設にし、そして町民サービスがより向上する、そういう目標を持ってやっております。

○議長（一場明夫君） 大図議員に申し上げます。多分質問の意味がよくわからないと思いますので、もうちょっとかみ砕いて言っていただくと答弁がきちっと返ると思います。もう一度お願いします。

○9番（大図広海君） 時間に入れますか。

○議長（一場明夫君） 入れます。

○9番（大図広海君） 指定管理というのは始まったばかりなんです。いいですか。恐らくは、一番重要なのは、いわびつ荘ということになってくると思います。あるいははたまた、これからの成り行きでは、学校給食センターという名称で稼働したときにどういうふうになるか。まだまだあると思います。公民館から支所まで含めて、どういうふうになるか。せんだっての番組では、そんな報道もありました。いいですか。どこに落とすべきかということの大前提がないと、その場その場で右往左往する。吾妻荘のときには、料金収入の中でやりなさい

よという形になっている。なぜ今回もそういう形に持っていけなかったのか。その原因はどこにあったのか。町長の腹づもりはどこにあったのか。あわせて伺っておきます。

○議長（一場明夫君） 町長。

○町長（中澤恒喜君） 指定管理につきましては、町の施設、公の施設としての性格を維持することが必要であるもの以外は、今後は指定管理者に運営をやってもらうというふうな方向を積極的に考えていきたいというふうに思っております。吾妻荘との違いは、やはり町民の福祉施設としての桔梗館でございますので、こういうものをさらに料金を安く、町民のためにこの入浴施設を提供するという方向で考えております。

○議長（一場明夫君） 9番、大図議員。

○9番（大図広海君） 随分おかしな話になってきました。ということになると、桔梗館の設置運営ということは自治体に課せられた責務ということで、いいですか、必須の事業として認識していると考えてよろしいですか。

○議長（一場明夫君） 町長。

○町長（中澤恒喜君） あくまでも公の施設でございますので、それを踏まえた上で判断をしております。

○議長（一場明夫君） 9番、大図議員。

○9番（大図広海君） やはり民間でできるということは民間にということですか。民間でも類似施設はごく近くにあるようです。それで物事がおさまらなかつたらそれはそれでいいんでしょう。でも、建物が今そこにあったということで、これをどういうふうにするかということで今のような提案になっているのだと思います。いいですか。建設コスト、端的に言えば減価償却費、それから当時のコストに対するところの金利負担、なかんずく固定資産税、こういうものまでみんな負担して民間事業者はやっているんです。今回はそこまでのことは言わないと。単年度収支ぐらいいは、何とかそこでおさまらないかなと。ここが、先ほどの8項、9項が求めているところの料金収入をもって指定管理者が収受して、それで完結することが本来法が求めているところなんだそうです。いいですか。それで、そういうために民間がサービスを提供する、あるいは適正な料金を設定するというところで任せるといことなんです。福祉だから。そうすると、桔梗館は福祉政策なんですか。伺っておきます。

○議長（一場明夫君） 町長。

○町長（中澤恒喜君） 住民の憩いの場所を提供する政策の一つであるというふうに思っております。

○議長（一場明夫君） 9番、大図議員。

○9番（大図広海君） それはそれでそうなんです。でもそれは、いいですか、単年度収支だから人件費と直接の原材料費、ここまでのものは負担してくださいよ。やっぱり、福祉は有料なんです。介護保険も保険料を払ったけれども、介護サービスは2割の負担なんです。いいですか。医療費も3割の負担なんです。いいですか。みんなそれぞれこの資本主義の世の中においておいて、企業努力をして、その努力が足りなかったならば市場から去る。福祉もそうなんです。市場から去るべきなんです。いいですか。どうしてもその収支が合わないような桔梗館であれば、市場から去るべきなんです。そういった決断はありませんか。

○議長（一場明夫君） 町長。

○町長（中澤恒喜君） やはり、桔梗館がああ地域において、町民、住民に対する一つの憩いの場としての機能、それからその地域の活性化に対する機能、そういうものはかなり値するものがあると思います。あえて利益が出ないからとかそういうことから、それをすぐに廃止をするというふうなことは、ちょっといたしかねるというふうに思っております。

○議長（一場明夫君） 9番、大図議員。

○9番（大図広海君） はいはいはい。その言葉を会議録にきちっと明記して、できれば太字で印刷していただきたいぐらいです。

そうしますと、次の段階にいきますと、先代からの議会内発言も出ています。ふれあいの郷をどうするかという話になります。赤字幅とするともう少し大きいのかと思います。そうすると、そのときもそのような発言を期待してよろしいでしょうか。

○議長（一場明夫君） 町長。

○町長（中澤恒喜君） あの施設に関しましては、この原町の、本当に東吾妻町の中心地にあつて利用されている施設でございます。その機能を十分に果たしているかどうかというものも、これから考えていかなければならないというふうに思っております。今後さまざまな状況を見ながら、また担当課等と協議しながら見ていきたいというふうに思います。

○議長（一場明夫君） 大図議員に申し上げますが、桔梗館の指定管理に集中して質疑をお願いします。

9番、大図議員。

○9番（大図広海君） 指定管理のあり方、その将来展望ということは、やっぱりセットで考えなくちゃいけない。いいですか。そうすると、どうも先ほどの発言とニュアンスが違ってきていますね。これはやっぱりその地域の住民に対しては興味はあるわけです。桔梗館では

福祉の目的があって、赤字はいとわずにそれは継続するんだという発言がありました。当然に、それより入館者数が多い、おったといえども10万人のふれあいの郷が、同じ発言がそこにはないとおかしくなるんじゃないですか。もともとそういう形で、過疎債を利用してあれはつくったんです。未来永劫、少なくとも私の任期の限り、ふれあいの郷を閉鎖して、役場庁舎になどすることは考えていません。それはやっぱり明言があるべきかと思います。いかがですか。

○議長（一場明夫君） 町長、答弁できますか。

○町長（中澤恒喜君） 仮定とか推測ですとか、飛躍した話がかかなり出ておりますけれども、そういうものは地域の利用度、それから費用の面とかさまざまな条件を加味して今後協議していきたいと思います。

○議長（一場明夫君） よろしいですか。

ほかにございますか。

（発言する者なし）

○議長（一場明夫君） 質疑もないようですので、質疑を打ち切ります。

自由討議を行います。

各議員の積極的な発言を求めます。

ございませんか。

（発言する者なし）

○議長（一場明夫君） 特にないようですので、自由討議を打ち切ります。

討論を行います。

（発言する者なし）

○議長（一場明夫君） 討論なしと認めます。

最初に、議案第1号 東吾妻町あづま温泉桔梗館の指定管理者の指定についてを採決いたします。

本件につきましては、原案のとおりこれを決定することに賛成の方は起立願います。

そのままお願いします。

2番から5番起立、着席してください。7番、8番起立、着席をお願いします。10番から12番起立、着席をお願いします。14番から18番起立。ありがとうございました。

（起立多数）

○議長（一場明夫君） 起立多数。

したがって、本件は可決されました。

続いて、議案第2号 平成22年度東吾妻町一般会計補正予算（第5号）案を採決いたします。

本件につきましては、原案のとおりこれを決定することに賛成の方は起立願います。

そのままお願いします。

3番から5番起立、着席をお願いします。7番、8番起立、着席をお願いします。10番起立、着席をお願いします。12番起立、14番から18番起立、着席をお願いします。

（起立多数）

○議長（一場明夫君） 起立多数。

したがって、本件は可決されました。

先ほどの休憩中に、総務常任委員会より、吾妻広域町村圏振興整備組合中之条病院を算定基礎とする地方交付税を同組合で活用できるための措置を直ちに講じることを求める決議案が議長あてに提出されました。急遽、議会運営委員会を開催し、その取り扱いを協議いただきたいと思っておりますので、暫時休憩といたします。

（午前11時32分）

○議長（一場明夫君） 再開いたします。

（午前11時43分）

◎議会運営委員会の協議内容報告

○議長（一場明夫君） 総務常任委員会より議長あてに提出された議案の取り扱いを、急遽開催した議会運営委員会で協議いただきましたので、協議内容を議会運営委員長より報告願います。

議会運営委員長。

（議会運営委員長 上田 智君 登壇）

○議会運営委員長（上田 智君） 時間をいただいて議会運営委員会を開催いたしました。内容については、皆さんのところにお配りをした内容でございますが……。

それでは、議会運営委員会の総務委員長の発言内容でございますが、吾妻広域町村圏振興整備組合中之条病院を算定基礎とする地方交付税を同組合で活用できるための措置を直ちに講じることを求める決議案の取り扱いについて協議をさせていただきました。

その内容を報告申し上げますと、本案については、吾妻広域の財政問題にかかわる決議案であり、本臨時会で緊急事件として早急に審議し、結論を出すべきものという委員全員の一致した意見でありました。

つきましては、本会議におきまして緊急事件としてご判断をくださいますようによりしくお願いを申し上げます。

以上でございます。

○議長（一場明夫君） お諮りいたします。総務常任委員会より提出されました吾妻広域町村圏振興整備組合中之条病院を算定基礎とする地方交付税を同組合で活用できるための措置を直ちに講じることを求める決議案は、議会運営委員長報告のとおり緊急事件と認め、発委第1号とし、議事日程に追加し、追加日程第1として直ちに審議することにしたいと思っております。ご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（一場明夫君） 異議なしと認めます。

したがって、発委第1号は緊急事件と認め、日程に追加し、追加日程第1とし、直ちに審議することに決定しました。

少しお待ちください。これより議事日程等を配付させていただきます。

（議事日程等配付）

◎発委第1号の上程、説明、質疑、自由討議、討論、採決

○議長（一場明夫君） 追加日程第1、発委第1号 吾妻広域町村圏振興整備組合中之条病院を算定基礎とする地方交付税を同組合で活用できるための措置を直ちに講じることを求める決議についてを議題といたします。

提出者は趣旨説明を願います。

総務常任委員長。

（総務常任委員長 角田美好君 登壇）

○総務常任委員長（角田美好君） 先ほどは緊急事件の件についてお認めをいただきましてありがとうございます。

それでは、発委第1号 吾妻広域町村圏振興整備組合中之条病院を算定基礎とする地方交付税を同組合で活用できるための措置を直ちに講じることを求める決議について説明を申し上げます。

吾妻広域町村圏振興整備組合が運営する中之条病院を算定基礎とした地方交付税の取り扱い問題に関しては、中之条病院を算定基礎とする地方交付税が中之条町のみには交付措置されてきたこと、その交付税が我が町を含む組合の構成町村間に財政上の不均衡を生じさせたことなどについて、今までに議員全員協議会など機会あるごとに吾妻広域町村圏振興整備組合の議員である一場議長より随時報告がありました。よって、議員各位におかれましても、一定の共通理解をお持ちと存じます。

そこで、この問題について早期に解決を図るため、是正措置を求めるとともに、これまでに生じた不均衡を解消することが必要と考え、去る2月1日に総務常任委員会を開催いたしました。協議の結果、全会一致で意思表示すべきものと決定をいたしました。決議文については先ほどお配りしたとおりであります。ついては、本会議においても同様の理解を賜いますようお願いをし、趣旨説明とさせていただきます。

なお、議長におかれましても、この決議が可決された場合には、速やかに吾妻広域町村圏振興整備組合理事長へ送付いただきますようお願いをいたします。

以上です。よろしくお願いたします。

○議長（一場明夫君） 趣旨説明が終わりました。

質疑を行います。

12番、橋爪議員。

○12番（橋爪英夫君） 今、総務委員長が説明をしてくれましたけれども、私も組合の議会議員でありますので、確認というかお聞きをしておきたいことがあります。

「直ちに是正を講じる」ということは、今現在を指しているんだと思うんですが、直ちに是正を講じる、だから今現在を指してこれからどのような方法をとっていくのか、その辺のところは協議されたらお願いしたいと。

それから、2番の中で、これまでの組合の構成町村間に不均衡が生じておったという中で、その清算措置を速やかに講じるということであろうたっておりますけれども、「これまでに組合の」ということで、過去のどこまでを言っているのか、どういう内容なのか、その辺2

点をお願いいたします。

○議長（一場明夫君） 総務常任委員長。

○総務常任委員長（角田美好君） 文言のとおりです。要するに、ずっとこのふぐあい、昨年から一場議長から指摘されていたわけですが、今後この予算措置等がされると、是正措置を講じられなくなるのではないかという側面もありますので、要するに直ちにということで文面に盛り込んであります。

それと、清算の措置ですけれども、具体的にどこまでというのが、要するにどこまでさかのぼってというのが現在のところわかっておりませんので、それはこれから措置を進める段階で理事会のほう等で検討していただきたいと考えております。よろしいでしょうか。

○議長（一場明夫君） 12番、橋爪議員。

○12番（橋爪英夫君） 直ちにということで、それでは決議をされれば、これを広域の組合に出すというか、するということだと思うんですが、2番のほうの不均衡の清算の関係は、今ここで、前どこまでというのは、ある程度大幅な考え方でこの時点ではとらえた方がいいのかなと私は思ったものですから、そんなことで確認の意味を含めて発言をさせてもらったので、よろしくをお願いいたします。

○議長（一場明夫君） 答弁はいいですね。

ほかにございますか。

3番、金澤議員。

○3番（金澤 敏君） ちょっとお聞きしたいと思います。

今まで全員協議会等何度か開いて、いろいろ資料もいただいております。それで、その時点では、まだそう思われるとか、県のほうに確認したところ否定しなかったとかという表現だったと思うんですが、この文面の中で中之条町のみが会計で使用されている事実が確認されましたということなんですけれども、この事実が確認されたというのは全協あたりでは出ていたんですけど。私の記憶間違いかなと思うんですけど、今まで確認されたというはっきりしたものは、ちょっと説明を受けていなかったような気がしたんですけれども。確認です。

○議長（一場明夫君） 総務常任委員長。

○総務常任委員長（角田美好君） 確認されたということだと思いますけれども。

○議長（一場明夫君） 3番、金澤議員。

○3番（金澤 敏君） 私が見た資料の、毎年交付税が入っているというようなあれは、議長

がある程度試算して出して、それを県のほうに持って行って見せたら、そこで否定しなかったというような表現だったんですけれども、その資料のことを指しているのでしょうか。

○議長（一場明夫君） 総務常任委員長。

○総務常任委員長（角田美好君） そういうことだと思いますけれども。確認されたということ。

○議長（一場明夫君） よろしいですか。

○3番（金澤 敏君） はい、結構です。はい。

○議長（一場明夫君） ほかにございますか。

ないようですので、委員長、自席にお戻りください。

質疑もないようですので、質疑を打ち切ります。

自由討議を行います。議員各位の積極的な発言を求めます。

ございませんか。

（発言する者なし）

○議長（一場明夫君） 特にないようですので、自由討議を打ち切ります。

討論を行います。

（発言する者なし）

○議長（一場明夫君） 討論なしと認めます。

お諮りいたします。本件につきましては、原案のとおりこれを決定することに賛成の方は起立願います。

そのままお願いいたします。

2番、3番起立、5番から12番起立、15番から17番起立。はい、座ってください。

（起立多数）

○議長（一場明夫君） 起立多数。

したがって、本件は可決されました。

お諮りいたします。会議規則第45条の規定に基づき、本会議の結果、その条項、字句、数字、その他整理を要するものについては、その整理を議長に委任されたいと思います。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（一場明夫君） 異議なしと認めます。

したがって、条項、字句、数字、その他の整理は、議長に一任することに決定いたしました。

た。

お諮りいたします。本臨時会に付された事件はすべて終了いたしました。したがって、会議規則第7条の規定により、これをもって閉会にしたいと思います。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(一場明夫君) 異議なしと認めます。

したがって、本臨時会はこれをもって閉会することに決定いたしました。

◎閉会の宣告

○議長(一場明夫君) これをもって、本日の会議を閉じ、平成23年第1回臨時会を閉会いたします。

大変ご苦労さまでした。

(午前11時59分)

地方自治法第123条の規定により下記に署名する。

平成 年 月 日

東吾妻町議会議長 一場 明 夫

署名議員 金 澤 敏

署名議員 青 柳 はるみ

署名議員 須 崎 幸 一